

第2次

河南町子ども読書活動推進計画



河南町のカナちゃん

令和7年4月

河南町教育委員会

目 次

計画策定にあたって	2
第1章 第1次河南町子どもの読書活動推進計画の総括	3
1. 子どもが本と出会うために（きっかけづくり）	
2. 子どもが本と親しむために（本を読むことの習慣化）	
3. 子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために（読む力、考える力の育成）	
4. 子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために（人材育成、体制作り）	
第2章 基本的な方針	8
1. 子どもの読書活動推進のための基本方針	
2. 取り組む上での視点	
3. 計画における「読書」	
4. 対象	
5. 計画実施期間	
第3章 現状と課題	10
(1) 乳幼児期における読書環境の現状と課題	
(2) 小・中学生における読書環境の現状と課題	
(3) 図書館での読書環境の現状と課題	
第4章 子ども読書活動推進のための具体的方策	17
1. 子どもが本と出会うために（きっかけづくり）	
2. 子どもが本と親しむために（本を読むことの習慣化）	
3. 子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために（読む力、考える力の育成）	
4. 子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために（人材育成、体制作り）	
第5章 子ども読書活動推進計画の推進のために	22
参考1 取組み例（R7年度 図書館まつり）	23
参考2 子どもの読書活動の推進に関する法律	24

計画策定にあたって

近年の情報通信技術の発達により、あらゆる情報があふれる社会においては、課題や目標に応じて必要な情報を主体的に収集し、判断、処理したり、受け手に発信、伝達したりする能力が必要となります。また多様な考え方を受入れ、世界中の人々と交流することができるコミュニケーション能力が求められています。

子どもの読書活動は、言葉や知識を得たり、思考を深くしたりするとともに、多様な文化を理解する機会を得る助けとなります。また、他者に自分の考えを伝え、他者の考えを理解し、共感する力を養うことができます。

国では、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号。以下「推進法」という。）が公布・施行され、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や、4月 23 日を「子ども読書の日」とすることなどが定められるとともに、国や地方公共団体の責務等についても明記されました。

また、大阪府では、この推進法に基づき、「大阪府子ども読書活動推進計画」を平成 15 年1月に、「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」を平成 23 年3月に、「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」を平成 28 年3月に、「第 4 次大阪府子ども読書活動推進計画」を令和3年3月に策定し、保護者への啓発や、市町村、学校等への支援、子どもの読書活動に関わる人材の研修等さまざまな取組みが進められています。

本町においても、国や府の推進計画をもとに「第2次河南町子ども読書活動推進計画」（以下「町読書計画」という。）を策定し、子ども一人一人に合った読書活動が行えるよう、環境整備の実現を含め総合的に推進していくこととします。

第1章 第1次計画の総括

第1次計画では、子どもが本と親しむようになるために、まずは本の楽しさや魅力と出会うことが大切と考え、具体的な取組を以下の4つの項目に沿って推進することとしました。

- ・子どもが本と出会うために（きっかけづくり）
- ・子どもが本と親しむために（本を読むことの習慣化）
- ・子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために（読む力、考える力の育成）
- ・子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために（人材育成、体制づくり）

1. 子どもが本と出会うために（きっかけづくり）

① ブックスタート事業

関係機関と連携・協力を深め、ブックスタート事業を継続して実施し、子育て支援と乳幼児の読書活動の推進に努め、平成30年度より累計459名の子どもたちに、絵本2冊を配布しました。

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
86名	72名	88名	57名	60名	48名	48名	459名

② 健診での読書支援の継続

健康づくり推進課において、1歳6か月、3歳6か月児健診の際、おすすめの絵本リストの配付（平成19年10月より継続して実施）を行いました。

③ こども園での取組の充実

5歳児クラスにおいて、月1回、園の絵本を2冊貸し出し、親子で絵本を楽しめるよう取り組みました。また、参観時に保護者へ絵本の読み聞かせの大切さを話すなど、啓発に努めました。

④ おやこ園での取組の充実

読み聞かせボランティアによる「おはなし会」を毎月1回実施しました。(令和6年度87人参加)。あそびのひろばにおいても、終わりのあいさつ時に利用者親子へ保育士が絵本や紙芝居の読み聞かせを行いました。絵本の貸出しも多くの親子に利用されました。

2. 子どもが本と親しむために(本を読むことの習慣化)

① 資料の充実、環境整備

各学校では学校図書館司書を中心に、発達段階に応じた蔵書の補完を進めました。新書コーナーを設置したり、子ども新聞等の切り抜きなどからクイズコーナーなどを設置したりすることで、子どもたちが利用しやすく、居心地の良い環境づくりに努めました。また、国語等の教科学習と学校図書館の本を活用して、並行読書の取組も進めました。

図書館では、学校司書によるリクエスト本の予約受付や、大阪府立図書館からの本の取り寄せ予約手配などを行いました。

《課題》

小学校において、限られた予算の中で発達段階に応じた蔵書の補完には課題があります。

② 読書の習慣づくり

図書館では、新1年生を対象に、読書手帳とチラシを配布しています。令和6年度は、かなん桜小学校に49冊、近つ飛鳥小学校に49冊、計98冊を配布しました。また、読書100冊達成時には、貸出用バッグを贈呈し、読書意欲をさらに高めるように働きかけました。

学校においては、各校「朝の読書」活動が定着してきました。気持ちを落ち着かせた状態でスムーズに1時間目の授業へ臨むことができている。各校、図書委員会活動等と連携して、学年により設定された読書量を達成した場合には「しおり」や「もう1冊借りられる券」などがもらえるなど、子どもと本をつなぐ取組が充実しています。

《課題》

小学校高学年や中学生の学校図書館の利用には課題が見られます。

③ 学校図書館の活性化

司書教諭と学校図書館司書の連携が深まっています。例えば、国語等の教科学習と学校図書館の本を活用して並行読書の取組を進める中で、学校図書館のレイアウトにも工夫を凝らしています。季節や学習内容に応じて特設コーナーなどを設置するなど、国語等の教科学習と連動することで教室と学校図書館が連動するようになりました。

④ かなん読書感想文コンクールなどの継続

かなん読書感想文コンクールを継続して実施した結果、毎年多数の応募があり、充実した内容になってきました。学年によっては、夏休みに入る前に読書感想文の書き方について学んだり、宿題とともに書き方の例などを配布しました。また、長期休暇中は学校図書館の本を持ち帰り、家庭において読書の機会を確保するようにしました。

⑤ 図書館における地域や施設での活動支援

巡回学級文庫を各小学校6学年×クラス数に届ける(25冊×9か月)巡回学級文庫事業を実施、小学2年～4年生を対象に、図書館司書によるブックトーク事業を実施しました。

3. 子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために

(読む力、考える力の育成)

① 読書活動に対する子どもなどへの支援

町立図書館では、読み聞かせボランティア「どんぐりころころ」による読み聞かせ会を実施しています。(毎月第2土曜日 午後2時より図書館キッズコーナー)

各小学校に対しては、巡回文庫やブックトークなど子どもたちが本に触れる機会が確保されています。学校図書館には行かない子どもも巡回文庫の本は読む姿が見られました。また、巡回文庫の中に「お気に入り」を見つけた子どもは、学校図書館に関連図書を探しに行く姿も見られました。

② 読書活動に障がいのある子どもへの支援

町立図書館では、障がいを知る本や、点字資料の収集、特集の設置など、さまざまなニーズにあわせた資料の提供に努めました。また、障がいについての理解を深める本の収集も行い、障がいの有無にかかわらず、広く理解を深める資料の設置に努めています。

《課題》

各学校においては、学校図書館と支援学級のつながりが課題です。

③ 図書館資料の充実、展示の工夫

町立図書館では、キッズコーナーやYA(ヤングアダルト)コーナーに新しい本のコーナー、人気のあるシリーズなどを見やすいコーナーにまとめて設置、季節に応じた特集の企画、様々な興味に答えることができる利用しやすい書架の配置に努めました。

④子どもが目的に応じて本を選ぶための支援

小学校では並行読書の習慣が進んでおり、国語等の教科学習に関連の深い図書を学校図書館司書が中心となり選定し、単元の学習の間、教室前に並べるなどして、子どもの手に取りやすい環境を整えています。また、総合的な学習の時間などの探究的な学習においては関連図書を選定しています。

⑤連携、広報啓発

河南町ホームページに図書館ニュースの掲載(月1回更新)や、「広報かなん」へ図書館だよりを掲載し、図書館内だけの案内だけでなく、インターネットや広報を通じて、幅広い人にみてもらえるよう利用促進を図りました。

4. 子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために

(人材育成、体制作り)

① 子どもの読書活動の魅力と重要性に関する普及・啓発

子ども読書週間に合わせて、「図書館まつり」を実施。子どもだけでなく、保護者や広く住民に向けて、読書に親しむ事業を開催し、読書環境づくりの充実への啓発に努めました。

② 子ども読書活動を支援する人材の確保とスキル向上

大阪府立図書館実施の司書研修を受講し、図書館司書のレファレンス能力の向上を図りました。

第2章 基本的な方針

1. 子どもの読書活動推進のための基本方針

第1次計画で掲げた発達段階と生活の場（※家庭・学校・地域等の子どもが生活をする場）に応じた取組を基礎とし、その成果と課題、また、第4次大阪府子ども読書活動推進計画の基本方針をふまえて、次のとおり基本方針を定めます。

【基本方針】

発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行う事ができる環境整備をするために、町全体で取組みます。

2. 取り組む上での視点

大阪府の令和元年度読書調査において、「読書をしない理由」のうち、「読書をする時間がない」「読みたいと思う本がない」「本を読むのがめんどろ」の3つの回答割合が高くみられました。特に「読書をする時間がない」については、学年が上がるにつれて回答割合が高くなっています。

このような状況を踏まえて、大阪府と同様以下の2つの視点で子どもに合った読書環境を整備します。

1. 発達段階の特徴に沿った読書活動の推進
2. 読書活動ができていない子どもへの読書環境の整備

3. 計画における「読書」の位置づけ

第4次大阪府の計画書にもある通り、本や書籍等の一冊に綴られた「書物を読む」ことだけではなく、新聞などを読んだり、絵本などを人に読んでもらったり、写真集や絵画集を見て感じたり、図表や地図などの必要な内容を読み取り活用することも「読書」であり、紙媒体だけでなく、電子媒体で本を読む事も「読書」です。

町の計画では、読書の概念を広く捉え、子どもが、発達段階や生活の場の状況に応じて、自分自身に合った読書活動ができるよう「読書」を位置づけます。

4. 対象

町読書計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもと、子どもを取り巻く住民や団体とします。

5. 計画実施期間

令和5年度から令和9年度までのおおむね5年間の取り組みとします。

第3章 現状と課題

1. 乳幼児期における読書環境の現状と課題

(1) 健診時の取組

① ブックスタート事業

4か月健診実施時、すべての保護者と赤ちゃんに絵本2冊とおすすめ絵本リストなどをプレゼントするブックスタート事業を実施し、絵本を介しての赤ちゃんとのふれあいの大切さを伝え、子育て支援に努めています。

② 健診での読書支援

町立図書館では、1歳6か月、3歳6か月健診の際に、おすすめ絵本リストを配布しています。また、健診の待ち時間や、おやこ園来園時に親子で自由に絵本を楽しめるように絵本コーナーを設置、平成30年5月より蔵書システムを図書館で管理し、おやこ園との連携を図り適切な維持管理に努めています。

《課題》

ブックスタート事業はじめ、おすすめ絵本リストのリニューアルや、月齢に応じた絵本コーナーの充実、乳幼児期における読書環境のさらなる整備が必要です。

(2) こども園、おやこ園での取組

① こども園での取組

こども園では、各保育室に季節や年齢に合った絵本を集めた絵本コーナーを設置し、子どもたちがいつでも絵本に接することができるよう環境を整えています。保育では、毎日子どもたちに絵本の読み聞かせを行っています。

また、毎月こども園で購入する絵本代(個人用)の補助として、町より1人1か月200円を助成しています。

② おやこ園での取組

未就園児を持つ保護者を対象に、育児相談の他、遊びや交流などを通じて、様々な子育て事業を行うとともに、絵本コーナーの設置、読み聞かせの実施など、絵本に親しむための取組に努めています。



おやこ園の絵本コーナー



「おはなしかい」の案内

《課題》

- ・絵本や保護者向けの図書の充実が求められています。
- ・子どもと保護者が、家庭でも絵本を楽しむことができる環境整備が重要です。
- ・おやこ園では、毎月ボランティアによる絵本の読み聞かせを行っていますが、参加者が年々減るので（実際の子どもの数も減っている）、呼びかけなど工夫していくことも大切です。

2. 小・中学生における読書環境の現状と課題

① 学校図書館の資料の整備

各校とも、学校図書館に必要な資料を整備し、児童・生徒の読書活動や調べ学習の推進に努めています。国語の教科書で紹介されている本や課題図書など、話題性のある本を揃えている学校もあります。

また、新刊コーナーを設置し、様々な本と触れ合う機会を増やしています。さらに、新聞においても効果的な配置の研究を進め、まずは子どもたちが新聞を手にする環境整備を行っています。

② 読書活動

「朝の読書」活動の定着が進んでいます。この取組は、たくさんの本との出会いの場、読書の喜びを味わう場となっています。また、地域のボランティアや保護者による読み聞かせを実施している学校や、自分の読書量がひと目でわかる読書カードを活用したり、たくさん読書をした人を表彰したりして、児童・生徒の読書意欲を高める工夫をしています。

③ 学校図書館の運営

学校図書館の運営は、主に司書教諭（12学級以上の小・中学校において、司書教諭を発令）が担当しています。司書教諭などの学校図書館担当者は、クラス担任やその他の校務を兼務しています。また、町では小中学校に司書を配置し、図書館資料を収集するとともに、読書会、資料展示等を行っています。

(冊)

校名	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末	※標準冊数	達成状況
かなん桜小	9,633	9,691	9,305	9,526	9,837	9,560	112.4%
近つ飛鳥小	9,112	9,468	9,716	9,975	10,296	9,160	102.8%
町立中学校	15,711	15,966	16,240	16,283	16,022	11,680	137.2%

(参考)小中学校の図書蔵書状況

※標準冊数とは学校図書館図書標準の定める冊数

④ かなん読書感想文コンクールの開催

読書の感動を文章に表現することを通して、作品に親しみ、作者の伝えたい気持ちを読み取り、場面を想像する豊かな心を養うための読書感想文コンクールです。家庭において夏季休業期間における読書は、児童生徒に定着しており、表彰をうけることで、さらに読書をしようという気持ちが高まっています。

【読書感想文コンクール応募人数】

小学校

(人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R6年度	98	102	119	94	111	105	629
R5年度	102	128	99	111	111	121	672
R4年度	124	96	111	112	124	148	715
R3年度	99	109	111	124	147	115	705
R2年度	コロナ禍で夏休みが短かったため、実施していません。						
R元年度	111	121	142	117	153	135	779

中学校

	1年	2年	3年	計
R6年度	0	134	0	134
R5年度	0	118	2	120
R4年度	0	151	0	151
R3年度	150	119	0	269
R2年度	コロナ禍で夏休みが短かったため、実施していません。			
R元年度	15	129	1	145

《課題》

- ・利用者にあった図書の実質が課題です。
- ・各施設は、図書館や学校などと連携し、取り組み中に子どもと本をつなぐ活動を進めていく必要があります。
- ・平成8年度から継続しているかなん読書感想文コンクールなどをきっかけに、自ら進んで本を読む習慣づけを引き続き醸成することが必要です。

⑤家庭文庫に対し地域活動を支援

年間4万円の予算の中で、町内にある唯一の家庭文庫（一須賀）からリストをだしてもらい、必要な絵本を購入しています。幼児から小学生までの幅広い子どもたちとその保護者が楽しめる場になるよう、支援を続けていきます。



絵本を真ん中に 地域で 子育てしたいと 始めた文庫です
木曜日 幼稚園・小学生

金曜日 2歳・3歳

地域の関りが薄くなったと感じる今、できるだけ文庫を開放して 文庫が 親子で絵本を楽しめる場になればと思います。

今 文庫育ちの文庫卒業生が文庫に戻ってきてくれます

お母さんになって 子どもと共に。

保育士になって 絵本を探しに。

大学生になって 卒論のために。

30年間文庫を続けて嬉しいことです。

そのためにも 文庫開放を続けていきたいです。

【石川えほんの部屋】

3. 町立図書館での読書環境の現状と課題

①乳幼児期、学齢期への取組

乳幼児期のブックスタートでの絵本の配布、各種健診時のおすすめ絵本リストの配布を行っています。また、学齢期の子どもには、「図書館まつり」などの行事の実施、社会見学や職業体験の受入れを行っています。さらに、小学校への図書館利用促進のため、図書館司書派遣によるブックトークの実施、巡回学級文庫の実施、子ども園への移動文庫の実施を行い、巡回学級通信「おまめちゃん」夏休み読書推進用「おすすめ100+3」を発行しています。

現在の取組については、ニーズに合わせて今後も実施に努めていきます。

河南町立図書館

「おまめちゃん」

UJADH197-2021年3月号 第150号 2021年3月

「春風吹いて」

今月のテーマは「春風吹いて」です。天気予報で「春一番」という言葉があります。南で立春（2月3日）から春分（3月20日）までの間に、広い範囲で強く吹く南よりの風の事です。「風光る」という言葉もあります。暖かくなり、日差しが強くなる春に、吹く風も輝くように思われる様子をお楽しみします。風には色も匂いもありませんが、たしかに季節を運んでくるように思えます。

題材は「かぜビューン」です。蒸気がたれる雨の子、たんぽぽの綿毛をとばそうとする女の子、たてがみが立派なライオン…。風がビューンと吹いたらどうなる？ しかけページをめぐってみよう！ あてっこ遊びも楽しい絵本。

次は「りすとかえるとかぜのうた」です。一度も風になれたことがないけれど、「雨が降れば、いっしょに遊んでいけるね」と、いつも慰めていたりりすとかえらる。ある日、りすは、手に入れたばかりの羽のうたで、かえらるに会いに行きました。ところが、

最後は「うんめえめえ」です。ふたごのやぎ、あんちゃんともなちゃんば、いつも「うんめえ」食べものを扱っています。あたたかな風がふく春の朝露で、ふたりが食べたのは…。





かぜビューン
ツベラツベラ 作
学研プラス

りすとかえるとかぜのうた
うえだまこと 作
BL出版

うんめえめえ
赤くはらゆめ 作
緑の森出版

おまめちゃん

河南町立図書館だより

令和7年7月

夏休みにおすすめの本ベスト100+3

読書はこころのビタミンです。図書館には、長い夏休みにおすすめの、おもしろくて充実になる本がたくさんあります。どんどん読んで、休日も心大きくなりましょう！

【青少年読書感想文全国コンクール課題図書】の貸出期間は1週間

小学校低学年

課題図書	作者	出版社	請求記号
とむだら	リンダ・サラノ作	東京：日本図書センター	E 71
ぼくのねこボー	前嶋 成子ノ作	東京：PHP研究所	JF 17
ライオンの心のネズミ	さかた みゆノ作	東京：中央公論新社	E 73
ワレワレはアマガエル	松橋 利光ノ文・写真	東京：アリス館	E 77

（おすすめ）

「夢」がとりに大へんしん	川北 英司ノ作	東京：汐文社	JF 37
オンチの葉っぱらららら	おおきやなぎ ちかノ作	東京：文研出版	JF 31
かっぱめま	武田 美穂ノ作	東京：あすなろ書房	E 37
きみのなまえ	あんず ゆきノ作	東京：佼成出版社	JF 17
クジラがしんたら	江口 裕輝ノ文	東京：童心社	E 37
くちせえほん	園藤 幸ノ監修	東京：日本図書センター	E 17
こぼりのせかいなんきよくへいこう	ジョシユクルートノ文	東京：光村教育図書	E 17
ジョナスのかき	ちよとだけともだち	東京：のら書房	E 73
ちよとだけともだち	なががわ ちひろノ作	東京：はるふ出版	JF 17
どろぼうジャンボリ	阿部 晴ノ作	東京：教育画劇	E 77
にきやかなぼでん	大田 由美恵ノ文	東京：童心社	JF 17
はるかちゃん、手をあげた	園部 千春ノ作	東京：フレーベル館	E 77
バジとあかいボール	松田 コウノ作・絵	東京：フレーベル館	E 77
ひまりとふしぎなあの子	深山 くらノ作	東京：楽書堂	JF 17
プッチエットのぼうし	中島 智枝ノ再読	東京：あすなろ書房	E 77
へびのニコロさん	富安 晴子ノ文	東京：童心社	E 17
ホカリととなつともだち	はせがわ きとみノ作	東京：文庫堂	JF 17
はしとそらのしたで	矢崎 朋夫ノ作	東京：フレーベル館	JF 17
みずみ色のウイビル	すけの あずさノ作	神戸：BL出版	E 17
野津ようた	とりこえ こみしノ文	東京：教育画劇	E 77
おんちの子	いとう みくノ文	東京：はるふ出版	JF 17





おすすめ100+3

《課題》

各学校と図書館システムを統一化し、ネットワークを構築、所蔵を共有し、各学校にない本を図書館から移管するなど、多様な本を提供し利用促進を図るための連携の強化を目指します。

② 障がいのある子どもへの取組

障がいのある子どもなど、支援の必要な子どもたちに平等に読書に親しむ機会を持ってもらうため、興味・関心にあった本の収集、提供に努めています。

《課題》

障がいの有る無しに関わらず、だれでも楽しめる工夫がされたさまざまな種類のバリアフリー資料を収集した「りんごの棚」のコーナーを設置します。

③ 図書館資料の整備

成長に応じた資料に出合えるよう、キッズコーナーやYA(ヤングアダルト)コーナーを作り、さまざまな魅力的な資料に出合えるよう配架、展示に努めています。

今後も引き続き、特集コーナーの設置(毎月更新)や、子どもの興味にあわせた季節感や話題性のある本の収集に努めます。

④ 郷土コーナーの整備

地域の伝統と文化などに対する調査活動報告書、各種の具体的資料を整理し、保存しています。今後も引き続き資料の整理、保存に努めます。

⑤ 本のリクエスト、レファレンス(本の調査相談)の実施

利用者の求める資料の提供、レファレンス(調査相談)を実施し、利用者の読みたい情報に随時応じています。

《課題》

リクエストやレファレンスの受付を広報やホームページなどで周知するなど、さらなる利用促進が必要です。

⑥ 広報啓発活動

子ども読書週間に「図書館まつり」などの事業の実施、広報誌やホームページなどを活用し、広く発信に努めています。

《課題》

各学校との連携を強め、子どもにより直接的に事業の実施の周知をするなど、さらなる情報発信に努めます。

第4章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

子どもが本に親しむようになるには、まずは本の楽しさや魅力に気づき、興味を持つことが大切です。本との良い出会いを繰り返すことで読書習慣を育み、さらには自分の課題に応じて必要な情報を読み取り、活用する力を身につけていくことが望まれます。

そこで、子ども読書活動を推進するための具体的な取組を、第1次と同様以下の4つの項目に沿って推進します。

- ・子どもが本と出合うために（きっかけづくり）
- ・子どもが本と親しむために（本を読むことの習慣化）
- ・子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために（読む力、考える力の育成）
- ・子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために（人材育成、体制作り）

なお、取組を進めるにあたっては、第3章 子どもの読書環境の現状と課題で記載した課題を踏まえ、次の3つの視点を重視するものとします。

- 年齢に応じた図書の実と読書環境の整備
- 読みたいと思う魅力的な本と出合う機会の拡大
- 子どもの読書活動に関わる人材の確保とスキル向上

1. 子どもが本と出合うために(きっかけづくり)

①ブックスタート事業の継続

ブックスタート事業を継続して実施し、乳幼児期に応じた図書の充実、リスト配付などを通して図書館利用を促し、読書活動推進に努めます。

②健診での読書支援の継続

新しく入れた絵本なども含む、名作だけにこだわらないリストのリニューアルを検討し作成します。リストには新旧さまざまな絵本を掲載し、絵本の楽しさが伝わるような働きかけを行います。

③ こども園での取組の充実

引き続き絵本の貸出しを行うとともに、古くなった絵本の整理を行い、新しい絵本を少しずつ増やしていくよう努めます。

④おやこ園での取組の充実

読書の大切さや楽しさを伝えるため、ボランティアや保育士による読み聞かせを継続して行うとともに、絵本コーナーの充実に努めます。

2. 子どもが本と親しむために(本を読むことの習慣化)

① 資料の充実、環境整備

学校図書館を子どもたちの学校生活とより結びつけるために、司書教諭と学校図書館司書の連携をさらに進める必要があります。具体的には、図書委員会活動等を活用して学校図書館の魅力を発信したり、読書月間などを設けて、本と触れ合うことを意識したりする取組を充実させます。

② 読書の習慣作り

図書館の現状では、読書100冊達成時のみ貸出用バッグを贈呈してありますが、100冊以降(200、300冊など)達成時にも表彰を行うなどして、読書意欲がさらに高まるような取組を検討してまいります。

各校では現在の取組を継続しつつ、委員会活動等との連携を深めていきます。例えば、「どのようにすれば高学年を学校図書館に来室させられるか」という課題を図書委員会の活動のテーマとして、子どもたち自身が学校図書館の魅力を発揮していけるような取組を進めます。

③ 学校図書館の活性化

司書教諭と学校図書館司書の連携を一層深め、各校特色ある読書活動・指導につなげていきます。

④ かなん読書感想文コンクールなどの継続

保護者への働きかけについては、学校図書館司書から「図書だより」などが配布されています。今後は、委員会活動等の様子の発信や国語等との教科学習と学校図書館との連携の様子などを発信していこうと考えています。

ブックニュース
BOOK NEWS

なつやすみまえにかりた本は、はやくかえしてね!

おまたせ! ★あたらしい本がたくさん入ってきたよ!

そっだったのか! 国の名前由来ずかん

そっだったのか! 都道府県名の名前由来ずかん

水害のサバイバル

下水道のサバイバル1・2

巨大地震のサバイバル

海面上昇のサバイバル1・2

A1のサバイバル1・2

コミック版 日本の歴史 全51冊

かみさまのペーシッター 1~4

あやしの保健室II

ずかん 深海生物のくらし

学研まんが 日本と世界の近現代の歴史

⑤ 図書館における地域や施設での活動支援

引き続き、巡回学級文庫、ブックトーク事業を各学校と連携し、ニーズにあわせて実施し、それぞれの学齢に合わせた本を選定、巡回学級文庫で本を届け、ブックトークでの読み聞かせを通じて、子どもと本をつなぐ活動を実施いたします。

3. 子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために

(読む力、考える力の育成)

① 読書活動に対する子どもなどへの支援

町立図書館では、読み聞かせ会だけにとどまらず、夏休み期間に図書館ツアーを行うなど、読書に関心のない子どもに対して興味を持ってもらえるような行事の実施を検討し開催に努めます。

小学校の低・中学年の時間割には、図書の時間が多く設定されています。この時期に本と触れ合う時間をしっかり確保し、さらに高学年から中学生といった比較的学校図書館の利用が少ない子どもたちへとアプローチしていきます。

巡回文庫やブックトーク、掲示物などを効果的に活用し、関連図書等から読書の幅を広げる研究も進めます。

② 読書活動に障がいのある子どもへの支援

町立図書館では、今後も広く障がいを知る本の収集に努め、障がいの有る無しに関わらず、だれでも楽しめる工夫がされたコーナーの設置に努めます。

各学校においては、支援学級在籍の子どもとその発達に応じた図書の在り方を今後とも研究します。

③ 図書館資料の充実、展示の工夫

引き続き、キッズコーナー、YA(ヤングアダルト)コーナー、それぞれの対象年代に合わせた閲覧コーナーの配置に努め、発達段階に応じて、手に取りやすく新しい情報を常に発信していくように努めます。

④ 子どもが目的に応じて本を選ぶための支援

学校図書館司書の発信力をより高めます。教員によっては、学校図書館司書のレファレンスをよく知らない場合もあります。発信力を高め、教員と司書教諭、学校図書館司書の連携を深め、子どもが目的に応じた本を選ぶための支援へつなげます。

⑤ 連携、広報啓発

今後も各種機関と連携を強化し、図書館内だけでなく学校、地域に向けた事業を実施し、広報、ホームページ、各学校への発信を行い、新たな利用促進を図ります。

4. 子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるため

(人材育成、体制作り)

① 子どもの読書活動の魅力と重要性に関する普及・啓発

引き続き「図書館まつり」を実施します。また、広く住民に向けて図書館の魅力を伝える機会を提供し、読書活動の魅力と重要性の普及に努めます。

② 子ども読書活動を支援する人材の確保とスキル向上

引き続き、研修の受講を積極的に行い、司書間での情報共有を行い、司書全員のレファレンス能力の向上に努めます。

第5章 子どもの読書活動推進計画の推進のために

1. 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「河南町教育大綱」にある基本理念「一人ひとりが輝き、笑顔あふれる人づくり」に基づき、町全体で子どもの読書環境の整備を図っていくことを目的に、今後取り組むべき方策を具体的に示すものです。

また、本町では教育委員会による「学校園教育指針」において、「確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」「感性を豊かにする読書活動の推進」を重点課題に総合的に取り組みます。

2. 推進体制の整備

この計画を推進するにあたり、関係機関、団体などで共通の理解、認識を持ち、その役割と責任を分かち合って、協働することが重要です。また、定期的に計画の進捗状況の把握・点検、情報交換をするとともに、必要に応じて各事業の再検討や調整を行います。

また、教育委員会各課の全ての施策、さらには各学校園現場の教育・保育活動を「KANAN BEAM(かなんびーむ)」と名付けて実施しており、「子ども読書活動推進計画」においても、各課連携して推進します。

3. 財政上の措置など

本計画に掲げられた取組を実現するため、財政上の措置を講ずるよう努めます。

また、国に対しては学校図書館の充実及び本計画推進に必要な財政上の措置を、大阪府に対しては町立図書館への支援や学校図書館の充実のため、必要な財政上の措置を講じるよう働きかけていきます。

R7 年度 図書館まつり 令和7(2025)年4月26日(土)実施

入場無料 **こども** 図書館まつり **4/26(土)** 10:00 ~ 16:00
場所：中央公民館 図書館 他

10:00-11:15 かなんびあ 2階大会議室
人形劇団クラルテ 人形劇を楽しもう
「クイッチクイッチ」 「おどれタムタム」

11:30-12:30 中央公民館 3階研修室 【事前申し込み制】→
小学生かるた大会 河内町オリジナルかるたで遊ぼう

14:00~ 中央公民館 3階集会室
おはなしひろば → **BINGO大会**
大型絵本 紙しばい パネルシアター 他

2階図書館

13:00-16:00
★ おりがみコーナー かわいいおりがみで、いろいろ作っちゃおう!
★ 貸出絵本の福袋 テーマ別に3冊の絵本がはいっているよ!
★ キーワードゲーム 図書館にかくれている文字をさがして景品をゲットしよう!

緑日コーナー

11:30-13:00
スーパーボールすくい
●ミルクせんべいもあるよ
中央公民館 1階入口付近

お問合わせ
町立図書館 Tel. (93)6222

2階図書館窓口

図書館まつりチラシ



人形劇団クラルテによる人形劇



ボランティアグループ「どんぶりころころ」によるおはなしひろば



図書館では「おりがみコーナー」や「絵本の福袋」「キーワードゲーム」などで楽しみました。



他にも「カルタ大会」や「スーパーボールすくい」などで楽しい1日を過ごしました。



子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日号外法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。